

学校選択制度のご案内について

本制度のご利用にあたっては、同封の学校案内の冊子をご覧ください。

各学校の受入可能人数は、下表のとおりですので、希望選択をする際の参考としてください。

お知らせ

1. 通学区の学校を希望する方は、受入可能人数にかかわらず全員入学できます。
ただし、生活実態のない住所による通学区の学校への入学はできません。
2. 緑小学校、二葉小学校、中川小学校、八広小学校は、通学区の人数が多く、他の学区から受入れる余裕がないため、希望選択はできません。
3. 受入可能人数は、各小・中学校の通学区内に居住する児童・生徒数、各学校施設の現況等から設定しました。
4. 「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律」の改正により、学級増が見込まれた場合、受入可能人数の変更を行う可能性があります。

令和5年度 墨田区立小・中学校 受入可能人数一覧

小学校				中学校	
小学校名	受入可能人数	小学校名	受入可能人数	中学校名	受入可能人数
緑		第四吾孺	50	墨田	193
外手	89	第一寺島	85	本所	181
二葉		第二寺島	85	両国	189
錦糸	85	第三寺島	53	豎川	180
中和	50	曳舟	92	錦糸	185
言問	85	中川		吾孺第二	140
小梅	89	東吾孺	50	寺島	130
柳島	85	押上	85	文花	192
業平	85	八広		桜堤	225
両国	85	隅田	85	吾孺立花	180
横川	85	立花吾孺の森	85		
菊川	85	梅若	87		
第三吾孺	75				

◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆お問い合わせ先◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

墨田区教育委員会事務局 学務課事務担当

〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号

☎5608-6303 (直通)

～裏面に、ご案内がございますのでご覧ください～

保護者の皆さまへ

入学に関するお願い

12月下旬に配布する入学通知書に記載された学校では、お子様の入学に係る準備をしています。

以下の場合は、必ず、墨田区教育委員会事務局学務課へご連絡ください。

入学前に転居もしくは墨田区外へ転出するとき

※墨田区外へ転出した場合、学校選択制度の対象外となります。

墨田区立の学校へ入学しないとき

※住所地の教育委員会では、お子様の就学先を把握する必要があります。墨田区立以外の学校へ就学される場合、墨田区教育委員会事務局学務課でお手続きをしていただく必要があります。

住民票のみの異動による入学は認めていません

墨田区教育委員会では、生活の実態のない住所に基づく、指定通学区域の学校への入学は認めていません。

虚偽の届出等（実際には住んでいないのに住民票だけを異動する）は住民基本台帳法違反による罰則の対象となる場合があります。

なお、公平・公正を保つために、実態調査を行っています。調査の結果、住所を偽って入学したことが判明したときは、転校していただきます。

墨田区教育委員会事務局学務課 電話：03-5608-6303

～裏面に、ご案内がございますのでご覧ください～